



箕面市訓令第五十三号

庁中一般

箕面市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱（平成十三年箕面市訓令第五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年八月二十六日

箕面市長 藤 沢 純



第一条中「平成十三年箕面市訓令第五十九号」を「平成十三年箕面市訓令第五十八号」に改める。

第四条第二項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療等」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給等」に、「老人保健法の規定による医療等」を「これらを公費負担医療等」に、「老人保健法の規定による医療等に関する届出書」を「公費負担医療等受給に関する届出書」に改め、同条第三項中「老人保健法の規定による医療等を受けることができる者」を「公費負担医療等を受けることができる者」に、「老人保健法の規定による医療等に関する届出書」を「公費負担医療等受給に関する届出書」に改める。

第五条第三項及び第七条第二項中「老人保健法の規定による医療等」を「公費負担医療等」に改める。

第十条の見出し中「老人保健法の規定による医療等の届出」を「公費負担医療等受給に関する届出」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 2 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 20 条第 2 項の医療に係る療育の給付又は同法第 24 条の 20 第 1 項 (同法第 63 条の 3 の 2 第 3 項において適用する場合を含む。) の障害児施設医療費の支給
- 3 予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の医療費の支給
- 4 障害者自立支援法 (昭和 17 年法律第 123 号) 第 58 条第 1 項の自立支援医療費、同法第 70 条第 1 項の療養介護医療費又は同法第 71 条第 1 項の基準該当療養介護医療費の支給
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 30 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号) 第 58 条の 17 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 7 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 20 条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- 8 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成 14 年法律第 192 号) 第 16 条第 1 項第 1 号又は第 20 条第 1 項第 1 号の医療費の支給
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 10 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成 18 年法律第 4 号) 第 4 条第 1 項の医療費の支給
- 11 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (昭和 47 年政令第 108 号) 第 3 条又は第 4 条の医療費の支給
- 12 国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号) 第 29 条の 2 第 5 項の規定による高額療養費の支給
- 13 前各項に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

別表第二の一の項中「(昭和四十六年条例第三十六号)」を註の、回表
三の項中「箕面市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「箕面市ひとり
親家庭医療費の助成に関する条例」と改める。

様式第一号中「平成 年 (年) 月 日」を「年 月 日」とし、
「箕面市役所健康福祉部国保年金医療課」を「箕面市役所市民部国保年
金課」とし、「〇七二七一二四一六七三四」を「〇七二一七二四一六七三
四」と改める。

様式第三号中「平成 年 (年) 月 日」を「年 月 日」と改
める。

様式第四号を次のように改める。

公費負担医療等受給に関する届出書

年 月 日

箕面市長 殿

箕面市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱第4条第2項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者氏名 (世帯主)	被保険者番号	箕国一
届出者住所 (世帯主)		
該当者氏名	該当番号	別表第 〇

別表第1

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 2 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第24条の20第1項 (同法第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。) の障害児施設医療費の支給
- 3 予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第12条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- 4 障害者自立支援法 (昭和17年法律第123号) 第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) 第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 7 母子保健法 (昭和40年法律第141号) 第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- 8 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成14年法律第192号) 第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 10 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成18年法律第4号) 第4条第1項の医療費の支給

- 1 1 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- 1 2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第5項の規定による高額療養費の支給
- 1 3 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

※ 公費負担医療等を受けることができることを証する書類を添付しなければなりません。

別表第2

- 1 筑面市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第36号）の規定による医療費助成
- 2 筑面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第38号）の規定による医療費助成
- 3 筑面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第31号）の規定による医療費助成
- 4 筑面市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成5年条例第18号）の規定による医療費助成

様式第五号中「平成 年（ 年） 月 日」を「年 月 日」とし、「老人保健法の規定による医療等」を「公費負担医療等」とし、「箕面市健康福祉部国保年金医療課」を「箕面市役所市民部国保年金課」とし、「〇七二七一二四一六七三四」を「〇七二一七二四一六七三四」と改める。

様式第六号及び様式第七号中「年（ 年） 月 日」を「年 月 日」とし、「箕面市役所健康福祉部国保年金医療課」を「箕面市役所市民部国保年金課」とし、「〇七二七一二四一六七三四」を「〇七二一七二四一六七三四」と改める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

- 1 旧の在庫分は当分の間、所要の調整をして用いることができる。
- 2 施行の際、旧様式で提出されたものは、新様式のものともみなす。